

論文

## 精神保健福祉士の人材育成をめぐる現状と課題

—包括的な地域生活支援において求められるソーシャルワーク実践に焦点をあてて—

宮崎まさ江

Masae MIYAZAKI

要旨：1997（平成9）年に精神保健福祉士法が成立し、「精神保健福祉士」という名称の国家資格が誕生して20年が経過した。この間、精神保健福祉士に求められる役割は拡大し、多彩なフィールドでの活躍が期待されている。国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の構想を展望し、精神障がいのある人が一市民として、あたり前に暮らしていくことのできる共生社会の実現のために、社会福祉学を学問的基盤とするソーシャルワーク専門職である精神保健福祉士の人材育成において何が求められるのか、明らかにすることを試みる。精神保健福祉士によるソーシャルワークベースの地域精神保健福祉活動の検証をとおして、今後の包括的な地域生活支援を担う人材としての精神保健福祉士の役割や、連携・協働における実践上の視点等を整理し、人材育成のあり方を検討する。

Key Words：精神保健福祉士，地域を基盤としたソーシャルワーク実践，包括的な地域生活支援システム，連携・協働，人材育成

### はじめに

1997（平成9）年に精神保健福祉士法が成立し、「精神保健福祉士」という名称の国家資格が誕生して20年が経過した。この間、精神保健福祉士に求められる役割は拡大し、多彩なフィールドでの活躍が期待されている。

国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ)」(後掲図2参照)を展望し、精神障がいのある人が一市民として、あたり前に暮らしていくことのできる共生社会の実現のために、社会福祉学を学問的基盤とする精神保健福祉士によるソーシャルワークベースの地域精神保健福祉活動を検証することをとおして、その人材育成に何が求められるのか、明らかにすることを試みる。地域を基盤としたソーシャルワークを展開し、当該地域の居場所や相談支援の拠点づくりを行ってきた団体の地域実践に学び、今後求められるであろう精神保健福祉士の役割を担う人材の育

成について検討することを、本稿の目的とする。

### I. 「精神保健福祉士」誕生の経緯とその期待される役割

1997（平成9）年12月に精神保健福祉士法が成立し、PSW（Psychiatric Social Worker：精神科ソーシャルワーカー）が「精神保健福祉士」という国家資格化された専門職として誕生した。国家資格化がなされる以前から、PSWは、精神科病院や当時の小規模作業所、精神障害者社会復帰施設、行政機関等において、重要な役割を担ってきた。このようなPSWの実践をふまえつつ、国家資格化された精神保健福祉士が、専門職養成教育によって、精神医療と地域を基盤としたりハビリテーションの専門領域において、より一層の円滑な連携を図り、精神科の病床数の多さや平均在院日数の長期化などの諸問題に対して精神医療の質の改善を実現するという役割に、大きな期待が寄

せられたのである。

厚生省(当時)監修の『精神保健福祉士法詳解』<sup>1)</sup>によると、「精神保健福祉士の資格化の必要性」について、次の4点にまとめられている。1点目は、「精神障害者の社会復帰を支援する人材の必要性」である。長期入院や社会的入院の問題が指摘され、その解消を図り、精神障害者の社会復帰を促進することが、国の精神保健福祉行政の最大の政策課題となっている状況下で、精神病院等の閉鎖的な治療環境における患者の人権侵害等の不祥事件も生じていた。このような背景の中で、精神医療等の場で、従来の医師、看護婦等の医療関係の有資格者とは異なる観点から、病棟を離れて病院内外を行き来するパイプ役として、精神障害者の視点に立ち、その社会復帰のために必要な医療的なケア以外の支援を行う人材が求められていることにある。2点目は、「PSWについて」である。PSWは、先述の長期入院や社会的入院の解消を図り、精神障害者の社会復帰を促進するという、国の最大の政策課題への対応のために必要とされ、生まれた職種であり、精神医療の場において、精神障害者の視点に立った援助者として、重要な役割を担っていることにある。3点目は、「資格が無いことによる問題点」である。これは、①質の確保の問題、②人材の確保の問題、③精神障害者にとって信頼できるPSWの選択等の問題、④関係職種間の役割分担と連携の問題、の4点が挙げられている。4点目は、「国家資格化の効用」である。PSWのおかれている現状には多くの問題点があることから国家資格化を図り、国がその業務の専門性を公に認めることにより、精神障害者の社会復帰の一層の促進が期待できることにある。

この4点目の「国家資格化の効用」におけるPSWに期待される効果として、さらに、次の4点にまとめられている。1点目は、知識および技術が不十分なまま業務を行っている者がいるという問題点に対して、一定の養成カリキュラムを修了し、国家試験の合格者のみに資格を付与することで、有資格者の提供する業務の質の担保ができ

る。現任者ならびに資格取得希望者が一定の知識および技術の修得に努めたり、その養成施設等が増えることでPSW全体の均質化や質の向上を図ることが可能になるという「質の向上」である。2点目は、PSWの必要性が十分に認識されないため、人材の増加が見込めず、精神病院等が個々に人材を探さなければならない負担があることへの対応である。国家資格化によるPSWの必要性、重要性の認知により、これに就こうとする者の増加が期待でき、精神病院等にとってもふさわしい人材の選任が容易になり、人材確保が期待できるという「人材の確保」である。3点目は、法律上守秘義務がなく、信頼性が制度的に保障されていないため、また、個々のPSWの資質を識別できないという問題が生じていることへの対応である。精神障害者やその家族が安心して相談をもちかけられないという支障が生じていることに対して、「精神保健福祉士」という名称独占によって、精神障害者にとっての質の高いPSWの選択が容易になる。さらに、法律上の守秘義務や信用失墜行為の禁止により、その信用性が制度的に保障され、利用者が安心して相談をもちかけることができるようになるという「精神障害者にとって信頼できるPSWの選択等の容易化」である。4点目は、例えば、看護婦等が、PSWの専門分野に係る業務を片手間に行うなど、PSWの活用が図られないという実態への対応である。また、社会復帰促進のための視点やPSWからの提案の重要性が理解されず、ともすれば、医療的な配慮が優先されがちになり、結果として社会復帰が進まないという支障が生じていることへの対応でもある。PSWが、他の医療関係有資格者に社会復帰の支援の専門家としての立場で対応することが可能となり、精神医療の現場において、保健・医療・福祉にわたる総合的な視点からなる精神障害者の社会復帰に向けた取り組みが行われることとなるという「関係職種間の適切な役割分担と連携の強化」である。

石川到覚は、精神保健福祉士法の成立過程について、「精神保健福祉士法の成立とPSW—社会

福祉の立場から」<sup>2)</sup>で、当時の日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会(以下、日本PSW協会)の取り組みを中心に、次のようにまとめている。筆者の要約によると、PSWは、わが国に精神医学ソーシャルワークが導入された当初から、精神医療の現状をふまえた資格制度化を求め続けていたが、その実現までには30年もの歳月を要することとなった。1948(昭和23)年の国立国府台病院での組織的なソーシャルワークの導入にはじまり、以降、精神医療の現場においてPSWが配置され、全国各地にPSWの研究会が発足した。この期の1953(昭和28)年に、日本医療社会事業家協会が設立され、医療の領域におけるソーシャルワーカーという共通性から、この協会にPSWが、専門職としての身分保障と発言権の保障を求めた。しかし、当時、日本医療社会事業協会として組織を改編し、その目的を医療社会事業の普及へと転換したことなどの理由から、1964(昭和39)年に、PSW独自の全国組織の創設を望んだ有志によって、日本PSW協会(後の日本精神保健福祉士協会)が設立された。

日本PSW協会の設立期には、精神衛生法改正の動きもあって、保健所に「精神衛生相談員及び医療社会事業員」を配置する検討を資格問題としてとらえ、日本医療社会事業協会および日本ソーシャルワーカー協会と協働し、身分制度の制定に向けた活動を展開した。しかし、医療機関側からの要望が少なく、法制化は進展しなかった。次いで、1971(昭和46)年に、中央社会福祉審議会より出された社会福祉士法制度試案に対しては、日本PSW協会の会員から同意が得られず、その試案には賛同しなかった。

そのような中で、日本PSW協会の総会において提起されたY氏問題<sup>3)</sup>は、PSW業務の根幹にふれる課題を迫られることとなり、この間の精神衛生法改正の審議に際しては、法改正に伴うPSW配置の要望を出すにとどまることとなった。さらに、厚生省(当時)では、宇都宮病院事件<sup>4)</sup>などに代表される精神医療問題を改善すべく、医療ソーシャルワーカーを含む医療関係職種の資格化の検

討を始め、社会福祉士とは別立てで、PSWを含めた「医療ソーシャルワーカー」としての国家資格化をめざしていった。そこでの日本PSW協会の基本方針では、専門性の理論的・実践的基盤は社会福祉学、受験資格は協会の会員資格である福祉系4年生大学卒業等を骨子として「国の社会福祉職への資格制度化に対する対応について(基本五点)」<sup>5)</sup>を提示した。この期の1987(昭和62)年に、社会福祉士及び介護福祉士法が制定され、日本PSW協会では「見解」として、法制化が予想されていた「仮称・医療福祉士」との互換性や統合された専門資格制度実現などの期待を表明した。しかし、日本医療社会事業協会の資格化運動に関する方針転換を受け、PSW単独による資格制度化をめざすこととなった。

1987(昭和62)年の精神保健法制定以降、本法改正の審議過程でPSWの資格化が衆参両院において付帯決議となり、一方で、1993(平成5)年の「障害者対策に関する長期計画」において保健・医療・福祉分野の資格制度の整備が示唆され、心理職とPSWについての国家資格化が提示されていた。このような動きを受け、厚生省精神保健課(当時)と資格化の方向性を模索することとなり、日本PSW協会は、単独立法化の方針を明示した。

1995(平成7)年の精神保健福祉法改正に向けた検討においても、福祉のマンパワーとしてPSWを法内に含める方針が示されたが、医療関連団体との意見調整がつかず、精神保健福祉法に含める資格化は見送られた。その後、PSWの資格化については、1995(平成7)～1996(平成8)年の厚生科学研究「精神科ソーシャルワーカー及び臨床心理技術者の業務と資格化に関する研究班」で検討された成果をふまえ、1997(平成9)年5月に精神保健福祉士法として通常国会に提出され、同年12月の臨時国会で成立し、1998(平成10)年4月に施行されるに至った。

以上のことから、精神医療における人権の確保や精神障害者の社会復帰の促進のためには、その社会復帰・福祉施策のハード面の充実を計画的に進め、充実強化を行う一方で、精神障害者の視点

に立ち、社会復帰のための支援を行う人材(ソフト面)の充実をあわせて行うことが不可欠であった。このような役割を担うPSWの国家資格化が、1987(昭和62)年の精神衛生法一部改正時以来、精神保健福祉行政上の重要課題として位置づけられ、検討・審議が重ねられ、1997(平成9)年12月12日、第141回臨時国会における精神保健福祉士法の成立によって、実現に至ったのである。

石川は、前掲書<sup>2)</sup>において、「こうした制度化の過程は、政策課題として急務であった医療ソーシャルワーカーが一本化され得なかつたとはいえず、精神保健福祉領域における専門職の資格化が果たされたことで、保健・医療領域と社会福祉領域をつなぐ福祉専門職の確立の第一歩として意義深いことといえよう」と述べている。加えて、1990年代は、保健・医療・福祉の各法の改正や介護保険法の制定などにみられるような大幅な改革が進められ、1998(平成10)年に出された「社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)」に人材養成や確保策が示された。この中間まとめには、保健・医療との連携を担う専門職養成の必要性、介護支援サービスの実施等に対応した教育課程の見直しの必要性が提言されている。また、契約制度への転換に伴い、権利擁護、苦情解決の仕組み、サービスの質の向上と評価、事業の透明性の確保といった利用者支援に関する方策も示された。これらを受け、1999(平成11)年の「福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告書」では、社会福祉士の教育課程等の見直しとして、保健医療分野の専門職と協働するための医学知識の強化や人権尊重・自立支援等の理念を具体化する内容の増強を図り、在宅での生活全体への援助を行うための社会福祉援助技術の演習や実習教育の強化策などがあげられた。また、資格所取得後の継続研修として、職能団体における体系的な生涯研修等の実施が求められるなど、社会福祉従事者全体の資質の向上を図る観点から見直しが提言された。同時期に改正された精神保健福祉法では、精神障がいのある人の権利擁護と保健福祉施策の充実という視点から見直され、まさに、地域での暮らしをあた

り前とした支援(地域生活支援)策が整えられ、保健所機能の市町村への移行など、身近な地域での生活支援システム創出の促進が、より期待されるようになった。

さらに、石川は、「こうした施策が有効に機能するためには、マンパワーの質的・量的な拡充が不可欠であり、とりわけ福祉実践を担うPSW＝精神保健福祉士の確保と養成は急務である」とし、「精神保健福祉に係わる専門職の人材養成と確保については、三障害に共通する基盤をふまえ、専門性を発揮できる福祉職の研修体系を再構築することが急務である」と指摘している。そして、精神保健福祉士の専門性を担保するための研修体系のあり方の検討においては、OJT(職場内訓練)が有効であり、その際、精神保健福祉士の養成を担う教育機関との連携もさることながら、それら実務研修を推進する指定された医療機関や施設および職能団体などとの協働が欠かせないものであることを述べている。このことは、精神保健福祉士の資格取得希望者にとっての「精神保健福祉援助実習」等の機会が、その人材育成においていかに重要になるかを示すことの根拠となっていると、筆者は考える。

## II. 精神保健福祉士養成教育および人材育成をめぐる現状

PSWの国家資格である精神保健福祉士が誕生して10年が経過する中で、障害者自立支援法(現障害者総合支援法)、医療観察法、自殺対策基本法の成立など、国の精神保健医療福祉施策をめぐる状況は大きく変化した。このような精神保健福祉士を取り巻く環境に対応すべく、2007(平成19)年12月19日に厚生労働省社会・援護局障害福祉部精神・障害保健課において、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」が設置され、検討が開始された。本検討会における検討事項は、①精神保健福祉士制度施行からの環境の変化を踏まえた教育カリキュラムの検討、②実習の在り方を中心として、教員や実習指導者の要件、実習施設の基準とともに、国家試験の在り方、実

務経験の範囲、精神保健福祉士の自己研鑽の在り方、卒後研修の在り方等についてなどがあげられた。

その後、2008（平成20）年5月12日に、「精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令」等が出され、社会福祉士と同様の科目名に変更となり、2009（平成21）年4月1日より施行された。この間の2008（平成20）年10月21日には、本検討会の中間報告が公表された。その中で、今後の具体的な対応として、①精神保健福祉士法の定義に、精神障害者の地域生活の支援を担う者であることを明示すべきこと、②医療関係職種のみならず、福祉・労働・司法・教育等との連携を図ることを明示すべきこと、③養成カリキュラムを充実させるべきこと、④実習・演習にかかる水準を確保すべきこと、⑤資格取得後の資質の向上を法律上明示すべきこと、の5点がまとめられた。

以上の経緯によって、厚生労働省は、2010（平成22）年3月29日付で、「精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」を公表した。これによると、「今後の精神保健福祉士に求められる役割として、①医療機関等におけるチームの一員として、治療中の精神障害者に対する相談援助を行う役割、②長期在院患者を中心とした精神障害者の地域移行を支援する役割、③精神障害者が地域で安心して暮らせるよう相談に応じ、必要なサービスの利用を支援するなど、地域生活の維持・継続を支援し、生活の質を高める役割、なお、④関連分野における精神保健福祉の多様化する課題に対し、相談援助を行う役割についても求められつつある、としている。

次に、「今後の精神保健福祉士に必要とされる知識及び技術」として、①医療機関等における専門治療の特徴を踏まえ、関係職種と連携・協働する専門的知識及び技術、②地域移行の重要性、地域移行を促進するための家族調整や住居確保など、地域移行に係わる専門的知識及び技術、③包括的な相談援助を行うための、地域における医療・福

祉サービスの利用調整、④就職に向けた相談・求職活動等に関する専門的知識及び技術、⑤ケアマネジメント、コンサルテーション、チームアプローチ、ネットワーキング等の関連援助技術、などを実践的に教育していく必要がある、とし、また、⑥行政、労働、司法、教育分野での精神保健に関する相談援助活動、⑦各々の疾患及びライフサイクルに伴う生活上の課題、などの基礎的な知識も教育していく必要がある、と示されている。なお書きとして、生涯研修の観点からスーパービジョンの意義及び目的をより重視した教育を行うとともに、養成課程と卒後研修を有機的に結びつけたスーパービジョン体制を構築することも必要である、と付け加えられている。

以上のことから、実践力の高い精神保健福祉士を養成する観点から教育時間数の拡充が図られ、教育カリキュラムの構成が見直されたり、大学等教育機関には、養成施設における教育カリキュラムの見直しの趣旨を踏まえ、それと同等の水準の確保を図るための実習・演習の教育内容や時間数、教員要件等についての変更が行われることとなった。この教育カリキュラムの見直しは、2012（平成24）年4月1日から施行され、7年目を迎えている。

精神保健福祉士の国家資格化が実現して20年が経過し、2018（平成30）年2月3日～4日には、第20回精神保健福祉士国家試験が実施された。精神保健福祉士登録者数は、本年10月末日現在、82,498人（社会福祉振興・試験センター）となっている。このうち、日本精神保健福祉士協会（前日本PSW協会）の構成員数は、11,238人（2017年10月27日現在）である。1964（昭和39）年の発足当初、会員88名によるスタートであった頃と比べると増えてはいるものの、先述の登録者数からみると、専門職能団体としての組織率は高いとはいえない状況にある。資格を有していてもその職に従事していない人もいるであろうが、かつて、ようやく精神医療の中に福祉専門職として地位を確立する基盤ができた日本PSW協会の発足から、2014（平成26）年には50周年を迎えた組織として、組織率

の向上は重要な課題となっている。

一方で、先述のとおり、国家資格化から20年が経過した精神保健福祉士養成をめぐる状況は、国家試験の合格率で概観すると、新カリキュラム移行後も変わらずにおおよそ60%を維持している。そこには、国の精神保健福祉士の役割に対する期待があるといえよう。

日本精神保健福祉士協会のホームページには、下図1の「精神保健福祉士の職場」が掲載しており、図中の☆印が、近年広がった職域として示されている。

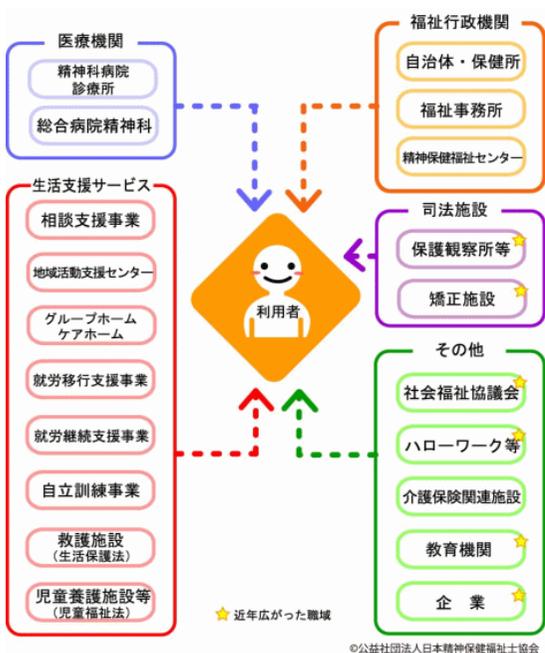


図1 精神保健福祉士の職場

※公益社団法人日本精神保健福祉士協会ホームページより転載  
(www.japsw.or.jp/psw/index.htm,2018/11/30)

加えて、毎年開催され、2018（平成30）年は9月に長崎県において開催された日本精神保健福祉士協会の全国大会および学術集会における近年のテーマや、プレ企画、分科会等を概観すると、精神保健福祉士の多彩なフィールドでの活躍が反映されていることが見て取れる。

この間、特に、精神保健医療福祉領域では、社

会保障改革や障害者の権利に関する条約の批准などの流れを受けて、大きな転換期を迎えている。国は今、「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新福祉ビジョン」）に示しているように、地域共生社会の実現のための「丸ごと」対応のシステムの構築をめざしている。従来の精神保健医療福祉の領域にとどまらず、市民が抱える生活問題・福祉課題等の多様化・複雑化に対応する「全世代・全対象型地域包括支援」の構築が求められる中で、国が構想する下図2の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）」<sup>6)</sup>が示されたのである。現在、各自治体を中心となり、包括的な支援体制づくりの取り組みが始まっている。本領域においては、医療と福祉の連携が欠かせず、これらの提供体制は、従来、とりわけ民間主導型で進められてきた実情を踏まえて、医療と福祉、そして行政とのパートナーシップに基づいた連携・協働によって進められることが、本システムを有機的に機能させ、地域に根づかせることにつながると、筆者は考えている。

本システムの構築がゴールではなく、その先には、それらを実質的に機能させる営みが重要である。本領域における地域実践によって、精神障がいのある人一人ひとりの「回復(リカバリー)」に寄り添った「地域で暮らす」をあたり前とするソーシャルインクルーシブな社会の実現が見据えられるといえよう。めざすところは、精神障がいのある人が、一市民として、あたり前に暮らしていくことのできる社会の実現に向けて、本システムの構築を見据えながらの精神保健福祉士の人材育成が重要な課題となると考える。

### Ⅲ. 地域を基盤としたソーシャルワーク実践における精神保健福祉士に求められる役割

筆者は、これまでの精神保健福祉士養成課程における教育経験と、PSWとしての幾ばくかの現場経験から、社会福祉専門職としての地域を基盤としたソーシャルワーク実践がより重視される昨今の時代状況の中で、精神保健福祉士に求められ

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。  
 ○このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。

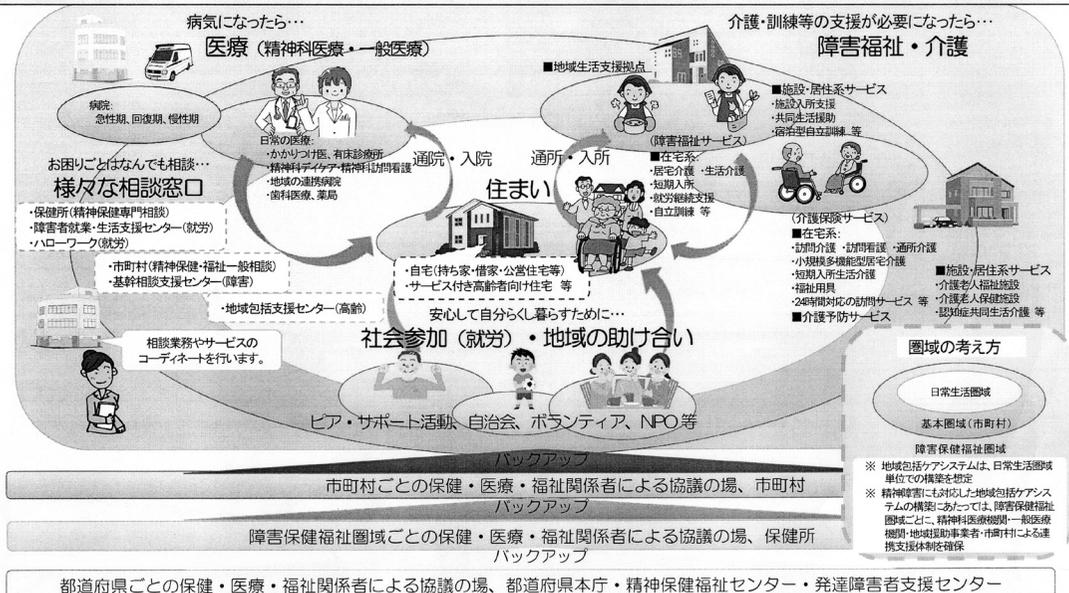


図2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

出典：厚生労働省(2017)

る役割の広がり、その人材育成の重要性を強く感じており、そこが関心の所在となっている。そこで、精神保健福祉士の人材育成のあり方を検討するために、コミュニティソーシャルワークの一実践モデルにおける精神保健福祉士の役割について学ぶことで、これからの時代に求められる人材育成上の取り組みと課題の整理を試みたい。

精神保健福祉士法成立後、障害者自立支援法の成立から現在の障害者総合支援法に至る間で、本法において、障がいのある当事者や家族の生活はもとより、その支援を担うソーシャルワーカー、すなわち、精神保健福祉士の専門性が見えづらくなり、専門職として危機的状況に陥っているのではないかと聞いた声が聞かれた時期があった。

精神保健医療福祉領域では、2004（平成16）年に公表された「精神保健医療福祉の改革ビジョン」以降、2009（平成21）年の「精神保健医療福祉の

更なる改革に向けて」、2014（平成26）年の「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」などを経て13年が経過しているが、激動期といえる時代の後押しがあっても、受入条件が整えば退院可能な精神科入院患者の「社会的入院」の問題は、解消されないままである。精神科病棟に長期入院する患者の高齢化は進み、年間1万人の人々が、地域に戻ることなく病院で亡くなる事態が続いているという。

障害者の権利に関する条約は、ソーシャルインクルージョンを理念とし、インクルーシブな社会の実現をめざして、すべての市民に求められる、世界レベルの基準に基づく行動や取り組みのあり方、その方向性を示している。この条約に照らして、今後、精神科入院患者の地域移行・地域定着支援を含む地域相談支援を核とした、精神障がいのある人の包括的な地域生活支援システムの構築

によって、「地域で暮らす」をあたり前とするソーシャルインクルーシブな社会の実現が、重要な課題となっている。

その後、数年が経過し、障害者の権利に関する条約の批准時代を迎える中で、精神保健福祉士は、従来の枠組みに捉われず、その強みを活かす形で、自ら役割を広げていくという営みが求められるようになっていく。

精神疾患は、誰にでも起こり得るにもかかわらず、精神医療の遅れ、福祉制度・施策の遅れ、社会資源の不備や不足、市民の意識などの問題も相まって、精神障がいのある人の地域生活支援をめぐる課題は未だ多い。精神保健医療福祉領域において、長く問題視されている「社会的入院」の患者の地域生活を実現するためには、現在の地域移行・地域定着支援の流れの中で、精神保健福祉士によるコミュニティソーシャルワークの視点や技法を活用し、市民の力を含めた地域力を高めていく役割が求められると考える。その基本には、精神障がいのある人の権利を擁護し、ストレングス視点に基づくエンパワメントアプローチを担う役割がある。

以上の時代状況および問題意識から、筆者がこれまでに行ってきたフィールドワークによって得られた精神保健福祉士の地域を基盤としたソーシャルワーク実践の強みと可能性について整理を試みる。

#### ○社会福祉法人Aの地域精神保健福祉活動

社会福祉法人Aは、都市部で40年間、精神障がいのある人を中心とした地域生活支援を継続している。その始まりは任意団体であり、法人化が実現して22年が経過している。

最初は精神科医のB医師が、患者の居場所として開所した。B医師は、開業した診療所において、診察が終わっても待合室ですっと過ごす患者の生活実態にふれ、社会の一角に居場所がないということを感じたという。そこで、「地域で生活をしている患者さんのたまり場、集まる場所をつくろう」と、その志に賛同したPSWや臨床心理士、ボランティア等が集まり、たまり場ができた。こ

の場がまさに、インクルーシブな場所だったという。

その後、B医師と一緒にたまり場活動を始めたPSWであるCソーシャルワーカーを中心に、地域ベースの事業・活動が展開され現在に至っている。活動開始から40年間の歩みの中で、居場所づくりから働く場づくり、仕事おこしへと発展している。同時に、グループホーム等の住まいの場づくりや、居住支援としてのショートステイ事業、地域活動支援センターを活用した街の喫茶店の運営や演劇活動なども行っている。

Cソーシャルワーカーは、当該地域に市民性に基づいた地域活動を根づかせるようにと、意識して取り組んだ。ソーシャルワークの視点が活かされた、インフォーマルおよびフォーマル資源との連携・協働によって、精神障がいのある人との対等な関係づくりをめざし、地域ベースの活動実績を有している。日常の諸活動に加えて、バザーやコンサート等のイベントを企画したり、商店会活動へも積極的に参加をして、地元地域のために貢献をしてきたことで、近隣住民からの信頼が厚く、強いつながりを築いている。これにより、法人化の際に、地元地域から大きな反対等はなく、今もしっかりと地域に根を下ろし、周囲に溶け込んだ活動を展開し続けている。

社会福祉法人Aの理念として、一人ひとりの自己実現のために、「誰もが人として誇りと責任をもち、共に暮らし、助け合える地域づくりをめざします」「主体的に働くチャンスを創造し、チャレンジしていける場づくりをめざします」「誰もが安心できる居場所を大切にします」を掲げている。これは、スタッフミーティングにおいて、長時間をかけてつくりあげたものと聞いている。この理念に基づいて、ピアスタッフやボランティア等とのパートナーシップを築きながら、諸事業・活動を展開し、前進させている。

障害者総合支援法のもとで現場のスタッフは、かつて筆者のPSW時代にはなかったような新たな業務および役割を担っており、その規模も見違えるほど大きくなっている。簡単に比較はできな

いが、地域ベースで創意工夫に基づいた実践を展開し続けていることに、組織としての力強さと奥深さを感じた。これは、社会福祉法人Aの掲げている理念と深く関係していると考えられる。

本稿では、誌面の都合により簡単な整理となるが、筆者は2018（平成30）年の夏に、地方にある認定NPO法人Dのアウトリーチ活動取材する機会を得た。認定NPO法人Dのアウトリーチ活動は、人と人との心のつながりを大切にしたいものであり、ソーシャルワークの視野から地域実践を積み重ねている。アウトリーチが制度化されたことで、保健医療福祉関係者の意識を変えたといわれているが、認定NPO法人Dのアウトリーチ活動は、ソーシャルワークの視野から福祉マインドに基づいて具体的な支援と連結させ、地域資源との連携・協働によって機能させていく営みを行っていた。

このような活動は、今後の包括的な地域生活支援システムを支える一つの重要な地域実践モデルとしてとらえることができる。認定NPO法人Dのアウトリーチの強みは、その支援の基本に根づいている福祉マインドによって即応的なかかわりを行い、訪問後に見えた諸課題に対して地域ネットワークをフルに活用し、工夫をしながらつなぐ支援を展開しているところにある。

社会福祉法人Aや認定NPO法人Dの諸事業・活動において、精神保健福祉士のソーシャルワーク専門職としての諸々の役割が活かされている。今後は、対象別、領域別、ソーシャルワーク方法論別等といったような枠組みを越えて、統合化志向による地域を基盤としたソーシャルワークを担う人材が求められると考える。精神保健福祉士には、所属機関を越えて、ソーシャルワーク専門職として、自らつながりを求めて積極的に地域に出向き、フォーマルのみならずインフォーマル資源の活用によって、精神障がいのある人、家族、地域住民等と連携・協働できる役割を担うことが求められる。

ソーシャルワーク専門職として、知識、技術を備えることは当然ではあるが、その実践を支える価値の教育が疎かになってはならない。筆者は今、

精神保健福祉士をめざす学生とともに地域へ出向くという取り組みを行っている。精神保健福祉士養成課程における「精神保健福祉援助実習」（配属実習）はもとより、それに加える形で地域に出向くアウトリーチやアクションの学びが、学生のソーシャルワーク専門職としての基盤を育むものと考えられる。

## おわりに

筆者は、先述の社会福祉法人Aにおいて、小規模作業所時代の現場実践に始まり、精神障害者通所授産施設やグループホーム、地域生活支援センター等の開設にかかわる中で、精神障がいのある人の、人としてのあたり前の地域生活を送りづらい現状を目の当たりにすることも多かった。国の精神保健医療福祉の状況を概観すると、この四半世紀で急速に進んできているところもあるといえるが、未だ、「社会的入院」の問題が解消されてはいない。今や、国民的疾患の一つである精神疾患の生涯有病率が約4人に1人というデータに裏付けられるように、広く国民のメンタルヘルスへの対応が求められている。このように複雑で、混沌とした先の見えづらい時代において、一人ひとりの心の健康が重視され、人生の質を高めていくことのできるソーシャルインクルーシブな社会の実現に向けて、精神保健福祉士は、精神障がいのある人や家族に寄り添い、かつ、地域アセスメントの視点や取り組みを活かした地域づくりを進めていくことが求められる。市民性に基づいた地域精神保健福祉活動の実践を丁寧分析し、その実践モデルに学ぶことによって、今後の精神保健福祉士の人材育成の方向性が見えてくると感じている。

「21世紀はこころの時代」といわれて久しいが、PSWの国家資格化が実現して20年が経過し、ソーシャルワークの専門職としての期待が高まっている。未だ発展途上の専門職であるかもしれないが、その人材育成に携わる者として、精神保健福祉士とは誰のための、何のための専門職であるのか、地域を基盤としたソーシャルワークの視点、役割

および実践について意識して伝えていきたいと考える。

なお、本稿第Ⅰ章「精神保健福祉士誕生の経緯とその期待される役割」は、筆者が学位論文を作成した際の文章を見直し、加筆・修正を行った。また、第Ⅲ章の一部は、「福祉のできるアウトリーチ」<sup>7)</sup>の拙稿を要約した。

## 註

- 1) 厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課監修『精神保健福祉士法詳解』（ぎょうせい、1998年）
- 2) 石川到覚「精神保健福祉士法の成立とP S W—社会福祉の立場から」『こころの科学 88 [特別企画] 精神保健福祉士』（日本評論社、1999年）
- 3) 1973（昭和48）年に、精神障がいのある人の権利を護るべき責務を担うソーシャルワーカーが起こした事件。ソーシャルワーカーの不当な扱いにより強制入院をさせられ、入院後も不当な医療行為や指導を受けたというY氏の告発によるもの。
- 4) 1984（昭和59）年に、看護職員が入院患者を暴行死させたことをきっかけに、精神科病院のさまざまな不祥事や人権侵害が明らかになった。
- 5) 1987（昭和62）年に、国家資格に関する基本的なあり方として、①P S Wの専門性の理論的・実践的基盤は社会福祉学にあること、②その実践にあたっては「クライアントの自己決定の原理」が貫かれること、③「精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動」を推進するとした協会の基本方針が支障を受けないこと、④国家試験の受験資格は協会の会員資格である福祉系4年制大学卒であること、⑤専門職としての業務にふさわしい裁量権を認めるものであること、の5点にまとめられている。
- 6) 厚生労働省(2017)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ)」
- 7) 「福祉のできるアウトリーチ」『精神科臨床サービス第18巻4号』（星和書店、2018年）

## 参考文献

- ・日本精神保健福祉士協会事業部出版企画委員会編集(2004)『日本精神保健福祉士協会40年史』へるす出版事業部制作。
- ・柏木昭・荒田寛・佐々木敏明編集(2009)『[第4版] これからの精神保健福祉 精神保健福祉士ガイドブック』へるす出版。
- ・日本精神保健福祉士協会(2009)『精神保健福祉第40巻第1号(通巻77号)』へるす出版。
- ・日本精神保健福祉士協会(2017)『精神保健福祉第48巻第2号(通巻110号)』へるす出版。
- ・日本精神保健福祉士養成校協会編集(2016)『精神保健福祉士の養成教育論—その展開と未来』中央法規出版。
- ・厚生労働省(2017)「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会(報告書)」
- ・社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(平成30年3月27日)「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」
- ・日本学術会議社会学委員会社会福祉学分会(平成30年(2018年)9月13日)「提言 社会的なつながりが弱い人への支援のあり方について—社会福祉学の視点から—」

## The Current Status and Issues about Human Resource Development of Psychiatric Social Workers, Focusing on Social Work Practice Required in Comprehensive Community Life Support

Masae MIYAZAKI

### <Summary>

Twenty years have passed since the Psychiatric Social Workers Act was established in 1997, and a national license known as psychiatric social worker came into being. Since then, psychiatric social workers have increasing responsibilities and they are expected to play an active role in various fields. In light of the country's "comprehensive care system compatible with mental disorders," we are attempting to clarify what is required in the human resource development of psychiatric social workers—a profession that is academically based on social welfare studies—to achieve a regionally inclusive society where someone with a mental disorder can live normally as a citizen. We investigated community mental health and welfare activities based on social work performed by psychiatric social workers. Through this process, we considered the role of human resource development by observing the perspectives and functions of coordination and cooperation among psychiatric social workers, who are a crucial part of structuring a system for comprehensive community life support in the future.

Keywords: Psychiatric social workers, community-based social work practice, comprehensive community life support system, coordination/cooperation, human resource development